

答申第 223 号

令和 4 年 1 月 28 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県個人情報保護審査会
会長 玉巻 弘光

自己情報一部開示処分に関する審査請求について（答申）

令和 2 年 5 月 19 日付けで諮問された特定相談記録に係る文書一部不開示の件（諮問第 233 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事は、別表2の「不開示情報」欄に掲げる情報のうち、同表の「開示すべき情報」欄に掲げる情報を開示すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第18条第1項の規定に基づき、令和2年2月4日付けで、神奈川県知事（以下「実施機関」という。）に対して、「私が、2019年10月21日に来庁で、11月13日及び12月23日に電子メールで相談した事項とその対応」に係る情報（以下「本件請求情報」という。）について、審査請求人を本人とする保有個人情報の開示の請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和2年2月18日付けで本件請求に対する決定期間を延長した上で、同月28日付けで、別表1の「保有個人情報が記録されている行政文書」欄に掲げる文書Aから文書Sまでを特定した上、別表2の文書P、文書R及び文書Sの「不開示情報」欄に掲げる情報（以下「本件不開示情報」という。）について、これらを開示することにより法人等又は事業を営む個人の正当な利益を害するおそれがあるとして、条例第20条第4号アを理由に不開示とする一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和2年3月24日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。
- (4) なお、本件請求は、審査請求人が自己の住居に隣接する建物（以下「本件建物」という。）において、建築基準法に抵触する屋根の改修工事（以下「本件改修工事」という。）や営業行為（以下「本件営業行為」という。）が行われているのではないかとの疑義を持ち実施機関に相談したことに起因するものである。

3 審査請求人の主張要旨

（省略）

4 実施機関（担当：県土整備局建築住宅部建築安全課）の説明要旨

弁明書及び意見書における実施機関の説明を整理すると、おおむね次のとおりである。

(1) 文書Pの不開示情報について

文書Pのうち不開示とした情報は、実施機関が特定土木事務所から受信した庁内メールに付された添付ファイル（「11月18日以降経過.docx」との名称のファイル）の一部であるが、特定土木事務所が誤って関係のない文書を当該添付ファイルの中に混入させたものである。当該部分には、審査請求人からの相談事案に係る事業者（以下「本件事業者」という。）とは別事案の事業者の情報が含まれ、当該情報には、当該事業者の内部的事情等が含まれており、これを開示することは当該事業者の正当な利益を害するおそれがあることから、条例第20条第4号アに該当するものとして不開示とした。

(2) 文書Rの不開示情報について

文書Rは、審査請求人から受信した電子メールの内容の真偽を、実施機関の担当者が特定土木事務所に問い合わせた際の庁内メールである。当該文書は、後述の文書Sと一体のものであり、文書Rの不開示情報を開示することで、文書Sの不開示情報を容易に推定できてしまうため、条例第20条第4号アに該当することを理由に不開示とした。

(3) 文書Sの不開示情報について

文書Sは、特定土木事務所から受信した庁内メールによる報告であり、その添付資料は、当該報告に係る諸種の事項を記入する様式となっている。この様式に記載された項目の一部でも開示した場合、条例第20条第4号アに該当する情報が明らかになることから、当該様式の全体を不開示としたものである。

なお、当該様式には、審査請求人以外の個人に関する情報が含まれており、これは条例第20条第3号（請求者以外の他の個人に関する情報）に該当するが、前述のとおり、当該様式全体が条例第20条第4号アに該当することを理由に不開示としたことから、条例第20条第3号は不開示の理由としていない。

(4) 条例第20条第4号ただし書該当性について

本件不開示情報は、条例第20条第4号ただし書が規定する「個人の生命、健康、生活又は財産」の保護に有益な情報ではなく、また、そのまま放置すれば著しく保安上危険であったり、著しく衛生上有害となるおそれのあるものではないことから、個人の生命、健康等に対する被害等の発生は予想されないため、同号ただし書には該当しない。

5 審査会の判断理由

(1) 文書Pの不開示情報について

当審査会が確認したところ、文書Pは、特定土木事務所が審査請求人からの相談に回答した結果を、実施機関に情報提供した際の庁内メール及びその添付資料であることが認められる。当該文書のうち、実施機関が不開示としたのは、添付資料の一部の文書（別表2「文書P」の「不開示情報」欄に掲げる文書）であるところ、当該文書に含まれる情報は、審査請求人が相談した内容とは全く関連性のない情報であることが認められる。

この点、実施機関の説明によると、当該文書は、特定土木事務所が実施機関へのメール送信の際に誤って添付した文書であるが、他の文書とともに一連の文書として受信したことから、本件請求情報に含まれることを前提に、当該文書には本件事業者とは全く関連のない事業者の内部的事情等が含まれており、これを開示することは、当該事業者の正当な利益を害するおそれがあることから、条例第20条第4号アに該当する情報として、当該文書全体を不開示にした旨説明している。

しかし、自己情報の開示請求権を定める条例第18条第1項は、開示請求の対象を「自己を本人とする保有個人情報」に限定しているところ、本件処分で実施機関が不開示とした文書は、審査請求人が相談した内容とは全く関連性のない情報しか含まれておらず、審査請求人を識別し得る内容は一切含まれていないと認められることから、当該文書に含まれる情報が審査請求人の「自己を本人とする保有個人情報」に該当しないことは明らかである。

したがって、条例第20条各号に定める不開示事由該当性を判断するまで

もなく、実施機関が当該文書を開示しなかったことは結論において妥当である。

(2) 文書Rの不開示情報について

当審査会が確認したところ、文書Rは、審査請求人からの相談メールを受信した実施機関の担当者が、その相談内容について、特定土木事務所の担当者に問い合わせた際の庁内メール及びその添付資料であり、添付資料には、審査請求人からの相談内容や、特定土木事務所の担当者と審査請求人との間でやり取りされたメールの内容が記載されていることが認められる。このうち実施機関が不開示としたのは、庁内メール本文の連続する計4行の記載であるが、最初の3行の情報は審査請求人には既知の情報であり、最後の1行も、実施機関担当者の個人的な記憶を述べたものにすぎず、本件事業者に関する具体的な情報を含んだものではない。よって、実施機関が不開示とした計4行いずれの記載についても、これを開示しても本件事業者の正当な利益を害するおそれがあるとは認め難いことから、実施機関が条例第20条第4号アに該当することを理由に不開示としたことは妥当ではない。

(3) 文書Sの不開示情報について

当審査会が確認したところ、文書Sは、特定土木事務所が実施機関に送信した報告メール及びその添付資料であることが認められる。実施機関は、報告メールの記載の一部（別表2「文書S」の「不開示情報」欄のaからcまでに掲げる情報）及び添付資料全体（別表2「文書S」の「不開示情報」欄のdからfまでに掲げる情報）を条例第20条第4号アに該当することを理由に不開示としていることから、以下その妥当性を検討する。

ア 添付資料について

添付資料は2種類あり（以下それぞれ「添付資料1」及び「添付資料2」という。）、添付資料2の1ページ目の表中第2行第2列から第5列までの各欄には、審査請求人ではない第三者の氏名等が含まれていることが認められる。よって、当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第20条第3号（請求者以外の他の個人に関する情報）に該当す

る情報として不開示とすることが妥当である。

他方、その余の不開示情報については、これを開示すれば本件事業者の正当な利益を害するおそれがある情報と認められるものの、前記の文書Rの添付資料に記載されている審査請求人と特定土木事務所の担当者との間のやり取りの内容を踏まえれば、当該情報は、その一部（添付資料2の1ページ目の表中第3行第5列の欄の情報）を除き、審査請求人に既知の情報又は容易に推測可能な情報といえることから、本件請求に対してこれを開示したとしても、本件事業者の正当な利益を害するおそれがあるとは認め難い。よって、当該情報は、前記の一部を除き、条例第20条第4号アには該当しないことから、実施機関がこれを不開示としたことは妥当ではない。

イ 報告メールについて

報告メールのうち、実施機関が不開示としたのは、特定土木事務所から報告されたメール内容の一部及び添付ファイルの名称である。その内容は、本件事業者に関する情報ではあるものの、当該情報についても、前記の文書Rの添付資料に記載されている審査請求人と特定土木事務所の担当者との間のやり取りの内容を踏まえれば、審査請求人に既知の情報又は容易に推測可能な情報といえることから、これを開示したとしても、本件事業者の正当な利益を害するおそれがあるとは認め難い。よって、当該情報も、条例第20条第4号アには該当せず、実施機関がこれを不開示としたことは妥当ではない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表 1

| 本件請求 | 保有個人情報が記録されている行政文書 | | 原処分の内容 |
|---|--------------------|---|--------|
| 2019年10月21日に審査請求人が来庁して行った相談とその対応に係る記録 | A | 2019年10月21日付けで実施機関から特定土木事務所に送信された電子メール | 全部開示 |
| 2019年11月13日に審査請求人が電子メールで行った相談とその対応に係る記録 | B | 2019年11月13日付けで審査請求人から実施機関に送信された相談メール | 全部開示 |
| | C | 2019年11月14日付けで実施機関から特定土木事務所に送信された庁内メール(1) | 全部開示 |
| | D | 2019年11月14日付けで特定土木事務所から実施機関に送信された庁内メール | 全部開示 |
| | E | 2019年11月14日付けで実施機関から特定土木事務所に送信された庁内メール(2) | 全部開示 |
| | F | 2019年11月14日付けで審査請求人から実施機関に送信された相談メール | 全部開示 |
| | G | 2019年11月14日付けで実施機関から特定土木事務所に送信された庁内メール(3) | 全部開示 |
| | H | 2019年11月15日付けで特定土木事務所から実施機関に送信された庁内メール(1) | 全部開示 |
| | I | 2019年11月15日付けで特定土木事務所から実施機関に送信された庁内メール(2) | 全部開示 |
| | J | 2019年11月15日付けで実施機関から特定土木事務所に送信された庁内メール(1) | 全部開示 |
| | K | 2019年11月15日付けで特定土木事務所から実施機関に送信された庁内メール(3) | 全部開示 |
| | L | 2019年11月15日付けで実施機関から特定土木事務所に送信された庁内メール(2) | 全部開示 |
| | M | 2019年11月15日付けで特定土木事務所から実施機関に送信された庁内メール(4) | 全部開示 |
| | (次頁に続く) | | |

| 本件請求 | 保有個人情報が記録されている行政文書 | | 原処分の内容 |
|---|--------------------|---|--------|
| | N | 2019年11月15日付けで特定土木事務所から実施機関に送信された庁内メール(5) | 全部開示 |
| | O | 2019年11月20日付けで実施機関から特定土木事務所に送信された庁内メール | 全部開示 |
| | P | 2019年11月20日付けで特定土木事務所から実施機関に送信された庁内メール | 一部不開示 |
| 2019年12月23日に審査請求人が電子メールで行った相談とその対応に係る記録 | Q | 2019年12月23日付けで審査請求人から実施機関に送信された相談メール | 全部開示 |
| | R | 2019年12月23日付けで実施機関から特定土木事務所に送信された問合せメール | 一部不開示 |
| | S | 2019年12月26日付けで特定土木事務所から実施機関に送信された庁内メール | 一部不開示 |

別表 2

| 不開示情報を含む対象文書 | | 不開示情報 | | 開示すべき情報 | |
|--------------|--|---|---|--|---|
| 文書 P | 2019 年 11 月 20 日付 けで特定土木事務所 から実施機関に送信 された庁内メール | 添付ファイル「11 月 18 日以降経過.docx」中の 2 ページ目 | | — | |
| 文書 R | 2019 年 12 月 23 日付 けで実施機関から特 定土木事務所に送信 された問合せメール | 1 ページ目「本文」中の 8 行目から 11 行目まで | | 全部 | |
| 文書 S | 2019 年 12 月 26 日付 けで特定土木事務所 から実施機関に送信 された庁内メール | 報 告 メ ー ル | a | 「件名」中の 「【横須賀土 木】」の後から 文末まで | 全部 |
| | | | b | 「本文」中の 3 行目「別添、」 の後から「を送 付します。」の 前まで | 全部 |
| | | | c | 「添付ファイ ル」のファイル 名 | 全部 |
| | | 添 付 資 料 1 | d | 全部 | 全部 |
| | | 添 付 資 料 2 | e | 1 ページ目全部 | 次の情報を除く情報 ・表中第 2 行第 2 列 から第 5 列までの 各欄の情報 ・表中第 3 行第 5 列 の欄の情報 |
| | | | f | 2 ページ目全部 | 全部 |

備考 空白の行は行数として算入していない。

別紙

審査会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|------------|--------------------------------------|
| 令和2年5月19日 | ○ 諮問（收受） |
| 令和2年8月7日 | ○ 審議（第306回審査会） |
| 令和2年8月13日 | ○ 実施機関から条例第43条第3項の規定に基づき提出された意見書を收受 |
| 令和2年8月31日 | ○ 審査請求人から条例第43条第3項の規定に基づき提出された意見書を收受 |
| 令和2年12月2日 | ○ 審議（第310回審査会） |
| 令和3年1月14日 | ○ 審議（第311回審査会） |
| 令和3年5月14日 | ○ 実施機関から条例第43条第3項の規定に基づき提出された意見書を收受 |
| 令和3年6月17日 | ○ 審議（第316回審査会） |
| 令和3年8月19日 | ○ 審議（第317回審査会） |
| 令和3年10月14日 | ○ 審議（第318回審査会） |
| 令和3年11月18日 | ○ 審議（第319回審査会） |
| 令和3年12月16日 | ○ 審議（第320回審査会） |

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

| 氏名 | 現職 | 備考 |
|--------|---------------|---------|
| 金井 恵里可 | 文教大学教授 | |
| 金子 匡良 | 法政大学教授 | 会長職務代理者 |
| 高橋 良 | 弁護士（神奈川県弁護士会） | |
| 玉巻 弘光 | 東海大学名誉教授 | 会長 |
| 長谷川 範子 | 弁護士（神奈川県弁護士会） | |

（令和4年1月28日現在）（五十音順）